



(様式 1)

所教文保 第 161 号
平成 29 年 2 月 23 日

所沢市監査委員	竹山	登	様
同	能登	則之	様
同	桑畠	健也	様
同	大舘	隆行	様

所沢市教育委員会 教育長
内藤 隆行

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 19 日付け所監第 81 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育総務部 文化財保護課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>民俗資料館については、事実上、公の施設として管理運営されているので、その位置づけを明確にされたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>民俗資料館については、公の施設として位置づけるため、平成28年第4回定例会において「所沢市民俗資料館条例」を上程し、可決されました。</p> <p>これを受け、平成28年12月28日付けで同条例を公布し、平成29年4月1日から施行することといたしました。</p>	